「au 損保 WALLET ポイントプレゼントプログラム」ご利用規約

<用語のご説明―定義>

「au 損保 WALLET ポイントプレゼントプログラム」ご利用規約(以下、「本規約」といいます。)において使用される用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

	用語	ご説明	
う	WALLET ポイント	WALLET ポイント(以下、「ポイント」といいます)は、	
		KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます)および沖縄セ	
		ルラー電話株式会社(以下、KDDI と併せて「KDDI 等」	
		といいます) が、「au WALLET ポイントプログラム利用規	
		約」に従って提供するポイントです。ポイントの詳細は、	
		KDDIの「au WALLET ポイントプログラム利用規約」を	
		ご確認ください。	
え	au ID	KDDI が提供する ID となります。詳細は、KDDI の「au	
		ID利用規約」をご確認ください。	
	au ID 連携	au ID 連携とは、au 損保 ID をお持ちでないお客さまが新	
		規申込み時に au ID ログインのお手続きをすること、また	
		は、既に au 損保 ID をお持ちのお客さまがお客さま専用ペ	
		ージから au ID ログインのお手続きを行うことをいいます。	
	au 損保 ID	au 損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供	
		する ID となります。	
け	継続契約	本規約における継続契約については、お客さま専用ページ	
		から当社がおすすめするプランで継続手続きを行った契約	
		とします。	
ほ	保険年度	保険期間が 1 年を超えるご契約の場合に、初年度について	
		は、保険期間の初日から 1 年間、翌年度については、保障	
		期間の初日応当日から1年間(※)をいいます。	
		※ 最終の保険年度には保険期間の末日を含みます。	

第1条 [規約の目的等]

この規約は、当社が、au 損保 WALLET ポイントプレゼントプログラム(以下、「本プログラム」)にかかる事項を定めたものです。お客さまは、本規約を承認の上、本プログラムの条件に従って、ポイントの付与を受けることができます。

第2条 [本プログラムの対象契約ならびに付与ポイント数について]

本プログラムを受けることができる商品およびプランは以下の通りです。また、付与されるポイント数については、新規契約および継続契約でそれぞれ以下の通り定めます。

なお、保険開始日を2016年4月5日以降とする以下の契約が対象となります。

対象商品	プラン名	新規契約時	継続契約時
スタンダード	自転車向け保険 Bycle		
傷害保険	(au 自転車向けほけん Bycle)		
	自転車向け保険 Bycle Best		
	(au 自転車向けほけん Bycle Best)		
	自転車向け保険 Bycle S	1004	100331
	(au 自転車向けほけん Bycle S)	100ポイント	100ポイント
	ケガの保険 交通事故		
	(au 傷害ほけん 交通事故)		
	ケガの保険 日常の事故		
	(au 傷害ほけん 日常の事故)		
ペット医療費用 ペットの保険		20033	2004212
保険	(au ペットほけん)	300ポイント	300ポイント
海外旅行保険 海外旅行の保険 (au 海外旅行ほけん)		20+40	_
		30ポイント	

- (注)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、翌年度の保険年度に対し新規契約時と同数のポイントを付与します。
- ※ 取扱代理店を KDDI 株式会社とする場合のプラン名称は、上表中の () 内の表記となります。

第3条 [本プログラムの対象条件]

以下の条件を満たす場合、ポイントが付与されます。

		お申込み時点で au の携帯電話や固定通信サービスが設定された au ID(※1)
	条件1	を連携(以下、連携手続きといいます。)されていること。なお、連携手続
	余件 1	きについては、保険開始日より下表の判定日までに連携手続きをされた場合
		(※2) に限ります。
	条件2	下表の判定日時点で、有効な保険契約が存在すること。

なお、保険期間が1年を超えるご契約の場合、初年度の保険年度に「条件1」を充足しない場合であっても、翌年度の保険期間初日から3か月後の応当日までに連携手続きをされている場合は翌年度の保険年度に対し、「条件1」を充足しているものとします。

判定日について、以下の通り定めます。なお、判定日以前に中途解約を行った場合、本プログラムの条件を満たしません。

対象商品	プラン名	判定日
スタンダード傷害保険	自転車向け保険 Bycle	保険開始日から3か月後の応当日(※
	自転車向け保険 Bycle Best	3) とします。なお、保険期間が1年
	自転車向け保険 Bycle S	を超えるご契約の場合は翌年度の保
	ケガの保険 交通事故	険期間初日から3か月後の応当日を
	ケガの保険 日常の事故	翌年度に対する判定日とします。
ペット医療費用保険	ペットの保険	
海外旅行保険	海外旅行の保険	保険契約の満期日とします。

- ※1 法人名義の au ID は対象外とします。
- ※2 1つの au ID には1つの au 損保 ID のみ連携することができます。複数の au 損保 ID をお持ちの場合でも、お客さまが契約手続きされた au 損保 ID に au ID が連携されていない場合は、ポイント付与対象外となります。
- ※3 3か月後の応当日がない場合は、その月の最終日を応当日とみなします。

第4条 [ポイント付与について]

KDDI 等が定める方法に従って、KDDI 等からお客さまにポイントが付与されます。

第5条 [本プログラムの提供ができない場合]

本プログラムの対象であっても、有効な KDDI 等の契約がない場合など、ポイントが付与されない場合があります。その場合、当社は一切の責任を負いません。

第6条 [本プログラムの内容の中止または終了もしくは変更]

当社は、本サービスの内容を予告なく中止または終了もしくは変更できるものとし、その効力は当社のホームページへの掲載時に発生するものとします。

第7条[訴訟の提起]

この規約に関する訴訟については、当社本店所在地の管轄裁判所を合意管轄裁判所とします。

第8条 [準拠法]

この規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

以上

2016年4月5日制定

2016年10月3日改定

N16E390248(1608)